

○養父市新たな特例農業法人による農地の適正な保全管理に関する条例施行規則  
(案)

平成 27 年〇月〇〇日  
規則第〇〇号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、養父市新たな特例農業法人による農地の適正な保全管理に関する条例（平成 27 年養父市条例第 39 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立金の額等)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する保全管理に必要な費用（以下「積立金」という。）の額は、10 アール当たり 150,000 円とする。

(積立金の返還)

第 3 条 市長は、新たな特例農業法人（以下「法人」という。）が当該法人の所有する農地を適正に保全管理していると認めるときは、積立金を積み立てた日から起算して 5 年経過した日の属する年度の翌年度から毎年度積立金の 5 分の 1 の額を返還するものとする。

2 市長は、法人が所有する農地の所有権を他の者に移転したときは、積立金の残額を一括して返還するものとする。

3 返還する積立金には、利子を付けない。

(積立金台帳等の作成)

第 4 条 市長は、積立金の適正な管理を図るため、農地保全管理積立金台帳（別記様式）を作成しなければならない。

2 市長は、前条の規定による返還及び基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

